

さいたま都市計画道路の変更について（さいたま市決定）

説明会の開催状況／

都市計画法第 17 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

【議案第 424 号関係】

1 説明会の開催状況

(1) 都市計画法第16条に基づく説明会（新大宮バイパス線）

| 日時 | 回数 | 出席者数 | 周知方法 |
|--------------|----|------|---|
| 令和5年5月24日（水） | 3回 | 44名 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報 ・市ホームページ ・関係権利者への郵送 |
| 5月26日（金） | | 47名 | |
| 5月27日（土） | | 36名 | |

(2) 都市計画法第16条に基づく説明会（国道17号線・大宮岩槻線・桜木大成1号線・桜木大成2号線）

| 日時 | 回数 | 出席者数 | 周知方法 |
|--------------|----|------|---|
| 令和6年3月17日（日） | 2回 | 68名 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報 ・市ホームページ ・まちづくりニュース |
| 3月18日（月） | | 34名 | |

2 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の状況（新大宮バイパス線）

| 縦覧期間 | 縦覧場所 | 縦覧者数 | 周知方法 |
|--------------------------|--|--|---|
| 令和6年7月26日（金） ～8月9日（金） | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画課 ・大宮駅西口まちづくり事務所 ・北部都市計画事務所 都市計画指導課 ・南部都市計画事務所 都市計画指導課 ・西区役所総務課 | （新大宮バイパス線） 1名 （桜木大成1号線ほか3 路線） 9名 | <ul style="list-style-type: none"> ・告示 ・市報 ・市ホームページ ・関係権利者へ案内郵送 |

(2) 意見書の提出状況

| 提出期間 | 提出数 |
|--------------------------|---|
| 令和6年7月26日（金） ～8月9日（金） | （新大宮バイパス線） 0通 （桜木大成1号線ほか3路線） 2通【内訳】賛成1通・反対1通 |

(3) 提出された意見書の要旨

(賛成意見)

| 意見の概要 | 意見数 |
|---|-----|
| <p>【桜木大成 2 号線】 大成町 1 丁目交差点改良及び大栄橋西交差点改良を先行して、速やかに用地買収を進め、早く交通渋滞を解消してください。</p> <p>【桜木大成 1 号線】 周辺道路の交通渋滞や住環境に支障が生じるため、桜木大成 1 号線の早期開通を要望します。</p> | 1 名 |

(反対意見)

| 意見の概要 | 意見数 | 市の見解 |
|--|-----|---|
| <p>【桜木大成 2 号線】 一方的に説明を始め同意せざるを得ない状況に持っていきやり方は住民の心に寄り添った計画を立てているのか疑問に思う。 前回意向調査アンケートを提出したが、適切な回答もないまま、新たな考えも出ないまま計画案を押し進めることに失望している。 住民の立場をもう一度考えて欲しい。</p> | 1 名 | <p>大成町 1 丁目交差点の改良については、令和 3 年 5 月に策定された「大宮駅西口第五地区まちづくり方針」にも位置付けされており、以前から地区の課題となっています。検討の状況については、進捗があったタイミングで「大宮駅西口第五地区まちづくりニュース」を通してお知らせしているところです。</p> <p>なお、以前頂いた意向調査アンケートでの御意見に対しては、関係権利者の意向を調整しながら対応方法について個別に説明を重ねてまいりましたが、さらに御理解をいただけるよう事業に取り組んでまいります。</p> |

○提出期間 令和6年7月26日(金)～令和6年8月9日(金)(必着)

○提出方法

・持参の場合 各縦覧場所へ提出してください。

・郵送の場合

〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4 「さいたま市役所都市計画課」宛

・FAXの場合 048-829-1979 「都市計画課」宛

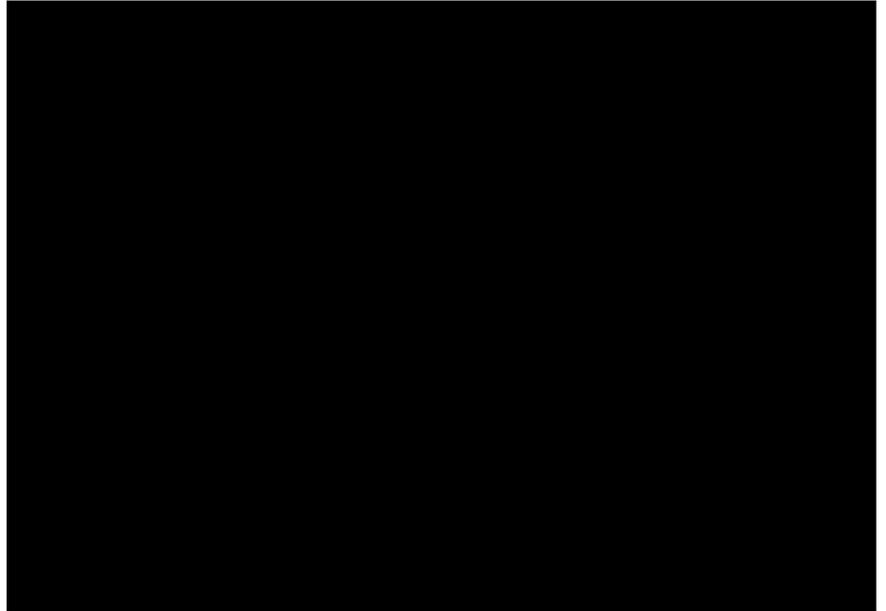
・メールの場合 saitama-toshi@city.saitama.lg.jp 「都市計画課」宛

自署または記名・押印された意見書のスキャンデータをお送りください

令和 6年 8月 2日

さいたま市

上記代表者 さいたま市長 清水 勇人 様



さいたま都市計画道路の変更に係る意見書

さいたま都市計画道路の変更について、下記の理由により(賛成)反対)します。

対象路線(新大宮バイパス線・国道17号線・大宮岩槻線・桜木大成1号線・桜木大成2号線)

記

桜木大成2号線について

桜木駐車場が閉鎖されてから、桜木大成2号線及び工機部前通線の渋滞が更に進んでいる。

具体的には、大栄橋西交差点から旧大宮警察通りまで渋滞することがある。また、大成町1

丁目交差点東側は手押し信号、西側はハローワーク近くまで渋滞することがある。

これらの渋滞解消には、大成町1丁目交差点及び大栄橋西交差点改良を先行して、速やかに用地買収を進め、早く交通渋滞を解消してください。



早期に大成町1丁目交差点改良及び大栄橋西交差点改良を要望します。

桜木大成1号線について

桜木大成1号線を早く開通しなければ、周辺道路の交通渋滞や住環境が悪くなります。

更に桜木事業用地の活用により、さらに交通渋滞が進み、周辺的生活環境にも支障が生じます。

また、大宮岩槻線と交差する桜木大成1号線の交差点の道路上に、14階建てマンションが建設中であり、これらの解体や移転問題等を速やかに解決し、早期に開通することを要望します。

○提出期間 令和6年7月26日(金)～令和6年8月9日(金)(必着)

○提出方法

・持参の場合 各縦覧場所へ提出してください。

・郵送の場合

〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4 「さいたま市役所都市計画課」宛

・FAXの場合 048-829-1979 「都市計画課」宛

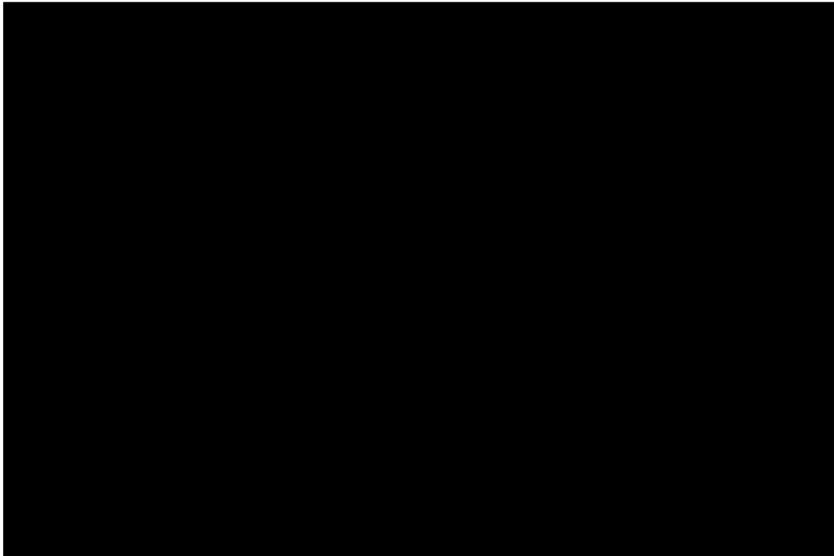
・メールの場合 saitama-toshi@city.saitama.lg.jp 「都市計画課」宛

自署または記名・押印された意見書のスキャンデータをお送りください

令和 6 年 8 月 9 日

さいたま市

上記代表者 さいたま市長 清水 勇人 ~~あて~~ 様



さいたま都市計画道路の変更に係る意見書

さいたま都市計画道路の変更について、下記の理由により(賛成) 反対 します。

対象路線(新大宮バイパス線・国道17号線・大宮岩槻線・桜木大成1号線・桜木大成2号線)

記



降って湧いたような計画案に驚く暇もなく一方的に説明を始め同意せざるを得ない状況に持っていきやり方はさいたま市を司る立場の方々が本当にさいたま市に居を構えている住民の心に寄り添った計画をたてているのか疑問に思います。

住民の1人として前回、意見書を提出致しました。適切な回答もないまま、また新たな考えも出ないままただ計画案を推し進める、そんな話し合いが続くだけで当事者としては大変失望しております。

今後も話し合いには出席致しますが、古くから住んでいる住民の立場をもう一度考えていただけないか、を切に希望致します。

江戸幕府以来「お上には逆らえない」と言った風潮が今も続きこれを良しと思っているさいたま市市長を始め職員の方々の存在を痛感しております。